

2022年4月1日
株式会社スタッフアイ

次世代育成支援対策推進法への取組み

従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備等に取り組むため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 2022年4月1日 ~ 2027年3月31日

2. 次世代育成支援対策の内容として定めた事項

(育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備としての措置)

育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知。

(管理職に向けた取組み等)

企業トップ等による女性の活躍推進及び能力発揮に向けた職場風土の改革に関する研修等の取組み。

(育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等の諸制度の周知)

(時間外、休日労働の削減のための措置の実施)

(年次有給休暇の取得促進のための措置の実施)

(テレワーク等の場所にとらわれない働き方の導入)

以上